

## 建築基準法に基づく滋賀県垂直積雪量の指定にかかる規則改正について

### 1. 趣旨

建築基準法では、建築物の構造上の安全性を確認するための構造計算を行うにあたって、生じる外力に対して安全であることを確認する必要がある。外力のうち、積雪荷重については、積雪量に応じて算定することと規定されている。積雪量については、特定行政庁が規則で定めるよう政令で規定されており、今般、この積雪量について見直しを行うもの。

### 2. 改正にかかる経緯

- 滋賀県における積雪量については、昭和 56 年の豪雪被害を受けて見直しを行い、平成 12 年には建築基準法の改正に伴い、積雪量を見直してきたところ。
- 県内の特定行政庁から見直しの要望があつたこと、前回の見直しから 20 年以上が経過しており、この間、年降雪量が減少し、冬季の気温も高くなっていることを踏まえて、積雪量の見直しを行う。

### 3. 改正にかかる方針

- 垂直積雪量は「国土交通大臣が定める基準（告示）に基づいて特定行政庁が規則で定める数値としなければならない」と規定されていることから、この算定式により算出した値を基本にして指定を行う。
- 指定区分は 30cm、50cm、80cm、110cm、150cm、170cm・・・と指定をしているところ、30cm、50cm、75cm、100cm、125cm、150cm・・・と区分幅の見直しを行う。
- 具体的な主要地点における改正後の数値は別紙 1のとおり。
- 指定については、地図による指定別紙 2を行っているが、境界が明確でないことから、改正後は市町の大字区域ごとに指定を行う。
- 積雪量の指定は特定行政庁が定めることから、滋賀県および県内 7 市（大津市、草津市、守山市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市）において、同時期に見直しを行うよう調整する。

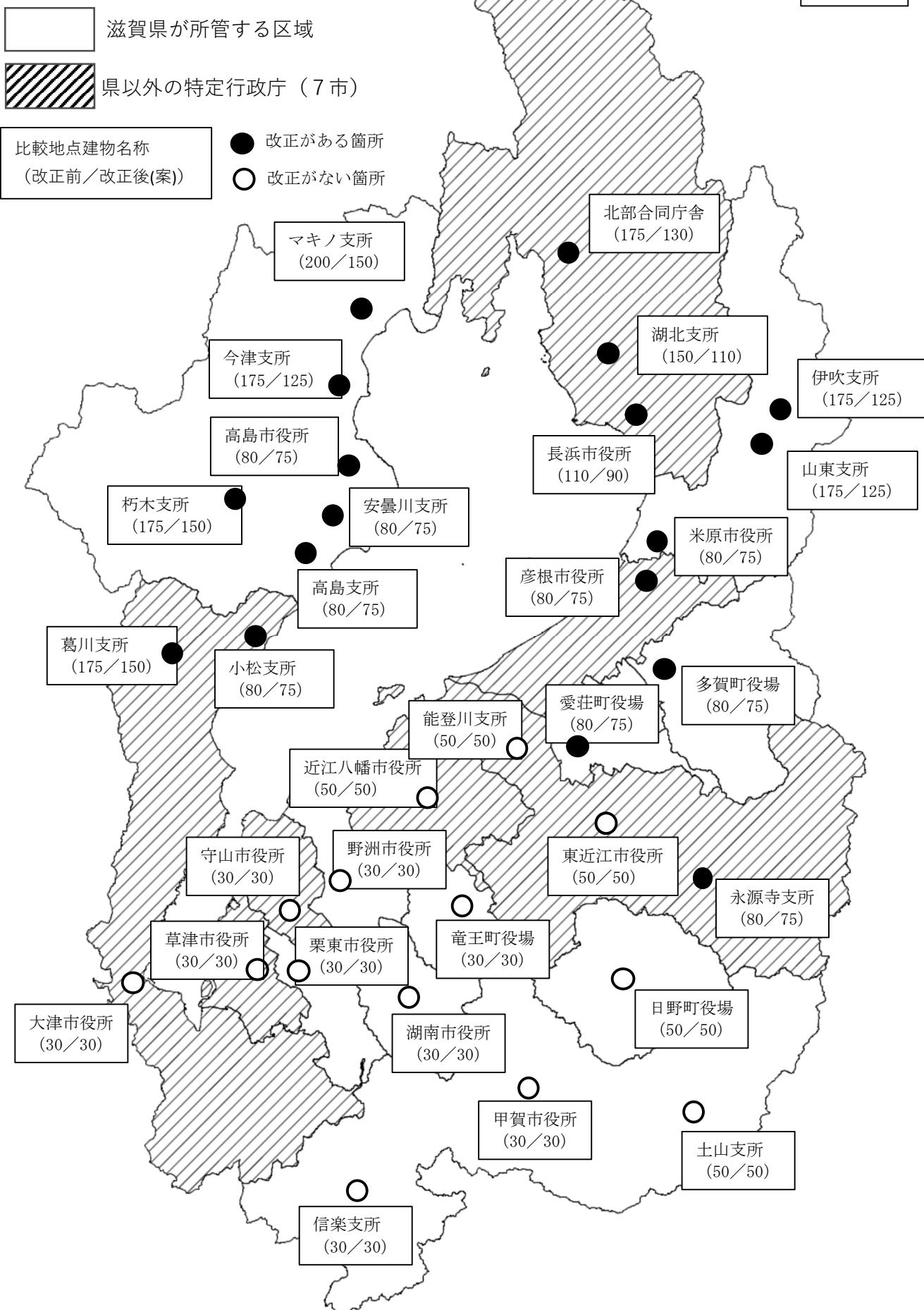
### 4. スケジュール

県内の特定行政庁との施行時期の調整が出来次第、速やかに規則改正（告示）を行い、令和 8 年 4 月から施行予定。

～令和 8 年 1 月	県内特定行政庁との調整
～令和 8 年 2 月	規則改正（告示）
令和 8 年 2 月～	建築関係団体への周知、県民への周知（HP 等）
令和 8 年 4 月	施行予定

## 改正前後の主要地点での比較

別紙1



# 現在の滋賀県垂直積雪量指定図

別紙 2

## 滋賀県垂直積雪量指定図

